日 薬 業 発 第 209 号 令和 2 年 7 月 21 日

都道府県薬剤師会会長殿

日本薬剤師会会長 山本 信夫 (会長 印省略)

労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

標記につきまして、厚生労働省大臣官房審議官(労災、建設・自動車運送分野担当) より、別添のとおり協力依頼の通知がありましたのでお知らせいたします。

平成 26 年 2 月より労災レセプト電算処理システム(オンライン請求)が稼働を開始して以来 6 年が経過したところですが、本システムの普及を一層進めるため、厚生労働省は労災指定薬局を対象とした普及促進事業を実施しています。

本年度は、令和 2 年 8 月 26 日 (水) ~12 月 3 日 (木) までの毎週水・木曜日、15 時 30 分~16 時 30 分に、薬局向けにオンライン説明会を開催するとのことです。

普及促進事業のご案内、オンライン説明会への申し込み要項等をお知らせ致します ので、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。



労災発0715第3号 令和2年7月15日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省大臣官房審議<mark>官</mark> (労災、建設・自動車運送分野担当)

労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労災レセプト電算処理システムについては、平成26年2月に稼働を開始して以来6年が経過したところでありますが、本システムの普及を一層進めるため、別添のとおり令和2年度においても労災保険指定薬局を対象とした普及促進事業を実施しているところです。

つきましては、本システムの普及及び普及促進事業について御理解いただき、 都道府県薬剤師会への周知について、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお 願い申し上げます。 労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業(令和2年度)の概要

1 労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業

労災指定医療機関及び労災指定薬局(以下「指定医療機関等」という。)からの労災診療費等の請求については、平成26年から、労災レセプト電算処理システム(以下「労レセシステム」という。)によりオンラインでできることとなった。

しかしながら、労レセシステム導入には、システム改修及びソフト購入等の費用がかかり、また、労災保険の取り扱い件数が少ない等の理由により、労レセシステムの普及が進んでいない状況にある。

このため、労レセシステムについて、指定医療機関等に対し広く周知するとともに、 導入意向のある指定医療機関等に対し重点的に導入勧奨し、導入時の支援金の支払によ り、労レセシステムの普及を図るものである。

2 普及促進のための委託事業

厚生労働省は、労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業について、株式会 社博報堂に委託し、次の事業を行う。

- (1) 未導入の指定医療機関等に対する普及促進に向けた広報・周知活動 指定医療機関等に対する WEB を活用した導入勧奨(オンライン個別訪問) など
- (2) 未導入の指定医療機関等に対するパンフレット等の作成・発送、アンケートの実施
- (3) 未導入の指定医療機関等に対するオンライン説明会の実施
- (4) 導入支援金の支払(上限額の引き上げ)

新たに労レセシステムを導入した指定医療機関等に対し、導入に係る費用の2分の 1に相当する額を支払う。ただし、次の額を上限とする。

医療機関(病床数20床以上)80万円 (病床数20床未満)50万円

薬局 20万円

- (5) 医療機関等の関係団体の会報誌への広報
- (6) 問合せ対応のためのヘルプデスクの設置・運営
- 3 厚生労働省及び都道府県労働局の取組

厚生労働省及び都道府県労働局は、労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進に 向け、次のような取組を行う。

(1) 厚生労働省の取組

ア 関係団体への協力依頼

イ 厚生労働省ホームページへの掲載による周知

- (2) 都道府県労働局の取組
 - ア 関係団体への協力依頼
- イ 関係団体が実施する各種会合等の場における周知
 - ウ 都道府県労働局ホームページへの掲載による周知

労災指定医療機関・労災指定薬局の皆様へ

労災レセプトは オンライン請求が便利です

届け出・設定などの詳細は、厚生労働省HPをご覧ください

労災レセプト電算処理システム

Q検索

労災レセプトをオンライン請求にすると、 導入支援金を受けることができます。

詳しくは、こちらのURLをご覧ください。

(https://www.rourece.mhlw.go.jp/)





厚生労働省 · 都道府県労働局

令和2年度 厚生労働省委託事業

労災保険の労災診療費・労災薬剤費の請求が、オンライン・電子媒体でできる「労災レセプト電算処理システム」。 導入へ向けた疑問に、オンライン説明会でわかりやすくお答えします!



8月26日(水)~12月3日(木)までの

医療機関様 向け

第1第2 水·木曜日/13:00~14:00 第3 第4 第5 水·木曜日/14:00~15:00

薬局様 向け: 15:30~16:30

申込締切:開催日の2営業日前まで

員:各回/50名 定

プログラム

- 1 普及促進の取組概要(5分) (厚生労働省担当者)
- 2 システム導入のご案内(10分)
- 導入事例の紹介(10分)
- 導入支援金の申請方法(10分)
- 質疑応答(25分)

説明会へのご参加の流れ

- 1 参加できる環境を整えます。
- 2 裏面を見ながらお申込ください。
- 3 実施2日前までにご登録のメールアドレスへ案内メールが届きます。
- 4 当日はメールの案内に沿って開始時間までにログインしてください。

パソコンPC用マイク(任意)PC用カメラ(任意)

※オンライン説明会ではクラウドサービスのZOOMを使用いたします。 環境や日程の都合によりご参加いただけない方は、個別のご相談も可能です。

参加にはお申込が必要です。詳しくは裏面をご覧下さい。

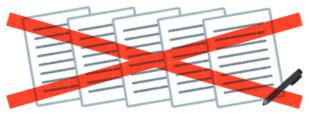
オンライン説明会参加申し込み要項

#	みができます。 エリ				
FAX ▶ 0120-900-681 下記の申し込み事項を記入し、こちらの紙をご送信ください。 お申込み後、実施2日前までにご登録のメールアドレスへ参加IDを送付いたします。					
の中心の後、失過と目的なでにと登録のハールバーレグ					
	参加 医療機関 薬局				
所属機関名					
部署名 参加者氏名					
メールアドレス					
各回、お申込みは実施日の2営業日前までになります。定員に空きがある場合は、直前のお申込にも対応いたします。 定員に達した場合はご希望に添えないことがありますのでご了承下さい。代替日のご相談をヘルプデスクよりご連絡させていただきます。					
環境や日程の都合によりご参加いただけない方は、個	別でのご説明も可能です				
ZOOMを利用したWEB個別説明 直接施設へご訪問して個別説明					
第1 第2 ^{希望日} 月 日() ^{希望日} 月 日()	第3 ^{希望日} 月 日()				
希望時間帯 例)12時~13時の間、17時以降のどこか、など					
所属機関名 ご担当者	当 氏名				
ご連絡先(電話番号またはメールアドレス)					

複数店舗をまとめられる 一括申請用紙なら、

10店舗ごとにまとめて申請できます。

申請書には1店舗分の内容を記入して、その他の店舗は「一括申請用紙」に必要事項を記入するだけです。「一括申請用紙」は1枚につき10店舗までまとめての申請が可能です。詳しくはホームページをご覧ください。







WEBダウンロードで 簡単に申請できます!

申請書がWEBサイトからダウンロードできるようになりました。 PDFに直接入力できるので、書き直しの心配もありません。印刷したら、 必要箇所に署名・捺印をして、あとは添付書類が揃えば申請ができます。

各都道府県労働局一覧

北海道局 (直) 011-716-2080 青森局 (直) 017-734-4115 岩手局 (直) 019-604-3009 宮城局 (直) 022-292-7301 秋田局 (直) 018-800-9533 山形局 (直) 023-624-8227 福島局 (直) 024-529-5376 茨城局 (直) 029-224-6217 栃木局 (直) 028-610-0900 群馬局 (直) 027-896-4738 埼玉局 (直) 043-202-2370 東京局 (直) 03-5812-8391 神奈川局 (直) 045-222-6625 新潟局 (直) 025-283-2123 富山局 (直) 076-432-2739		
岩手局 (直) 019-604-3009 宮城局 (直) 022-292-7301 秋田局 (直) 018-800-9533 山形局 (直) 023-624-8227 福島局 (直) 024-529-5376 茨城局 (直) 029-224-6217 栃木局 (直) 028-610-0900 群馬局 (直) 027-896-4738 埼玉局 (直) 048-826-6717 千葉局 (直) 043-202-2370 東京局 (直) 03-5812-8391 神奈川局 (直) 045-222-6625 新潟局 (直) 025-283-2123	北海道局	(直) 011-716-2080
宮城局 (直) 022-292-7301 秋田局 (直) 018-800-9533 山形局 (直) 023-624-8227 福島局 (直) 024-529-5376 茨城局 (直) 029-224-6217 栃木局 (直) 028-610-0900 群馬局 (直) 027-896-4738 埼玉局 (直) 048-826-6717 干葉局 (直) 043-202-2370 東京局 (直) 03-5812-8391 神奈川局 (直) 045-222-6625 新潟局 (直) 025-283-2123	青森局	(直) 017-734-4115
秋田局 (直) 018-800-9533 山形局 (直) 023-624-8227 福島局 (直) 024-529-5376 茨城局 (直) 029-224-6217 栃木局 (直) 028-610-0900 群馬局 (直) 027-896-4738 埼玉局 (直) 048-826-6717 干葉局 (直) 043-202-2370 東京局 (直) 03-5812-8391 神奈川局 (直) 045-222-6625 新潟局 (直) 025-283-2123	岩手局	(直) 019-604-3009
山形局 (直) 023-624-8227 福島局 (直) 024-529-5376 茨城局 (直) 029-224-6217 栃木局 (直) 028-610-0900 群馬局 (直) 027-896-4738 埼玉局 (直) 048-826-6717 干葉局 (直) 043-202-2370 東京局 (直) 03-5812-8391 神奈川局 (直) 045-222-6625 新潟局 (直) 025-283-2123	宮城局	(直) 022-292-7301
福島局 (直) 024-529-5376 茨城局 (直) 029-224-6217 栃木局 (直) 028-610-0900 群馬局 (直) 027-896-4738 埼玉局 (直) 048-826-6717 干葉局 (直) 043-202-2370 東京局 (直) 03-5812-8391 神奈川局 (直) 045-222-6625 新潟局 (直) 025-283-2123	秋田局	(直) 018-800-9533
茨城局 (直) 029-224-6217 栃木局 (直) 028-610-0900 群馬局 (直) 027-896-4738 埼玉局 (直) 048-826-6717 千葉局 (直) 043-202-2370 東京局 (直) 03-5812-8391 神奈川局 (直) 045-222-6625 新潟局 (直) 025-283-2123	山形局	(直) 023-624-8227
栃木局 (直) 028-610-0900 群馬局 (直) 027-896-4738 埼玉局 (直) 048-826-6717 干葉局 (直) 043-202-2370 東京局 (直) 03-5812-8391 神奈川局 (直) 045-222-6625 新潟局 (直) 025-283-2123	福島局	(直) 024-529-5376
群馬局 (直) 027-896-4738 埼玉局 (直) 048-826-6717 干葉局 (直) 043-202-2370 東京局 (直) 03-5812-8391 神奈川局 (直) 045-222-6625 新潟局 (直) 025-283-2123	茨城局	(直) 029-224-6217
埼玉局 (直) 048-826-6717 干葉局 (直) 043-202-2370 東京局 (直) 03-5812-8391 神奈川局 (直) 045-222-6625 新潟局 (直) 025-283-2123	栃木局	(直) 028-610-0900
千葉局 (直) 043-202-2370 東京局 (直) 03-5812-8391 神奈川局 (直) 045-222-6625 新潟局 (直) 025-283-2123	群馬局	(直) 027-896-4738
東京局 (直) 03-5812-8391 神奈川局 (直) 045-222-6625 新潟局 (直) 025-283-2123	埼玉局	(直) 048-826-6717
神奈川局 (直) 045-222-6625 新潟局 (直) 025-283-2123	千葉局	(直) 043-202-2370
新潟局 (直) 025-283-2123	東京局	(直) 03-5812-8391
(神奈川局	(直) 045-222-6625
富山局 (直) 076-432-2739	新潟局	(直) 025-283-2123
	富山局	(直) 076-432-2739

石川局	(直) 076-265-4426
福井局	(直) 0776-22-2656
山梨局	(直) 055-236-5880
長野局	(直) 026-480-0707
岐阜局	(直) 058-265-3016
静岡局	(直) 054-653-6050
愛知局	(直) 052-855-2148
三重局	(直) 059-213-5511
滋賀局	(直) 077-522-1131
京都局	(直) 075-211-4100
大阪局	(直) 06-7711-0740
兵庫局	(直) 078-367-9157
奈良局	(直) 0742-32-1071
和歌山局	(直) 073-488-7366
鳥取局	(直) 0857-29-1706
島根局	(直) 0852-31-1159

岡田同	(旦)	000-200-1021
広島局	(直)	082-221-9245
山口局	(直)	083-922-0222
徳島局	(直)	088-652-9144
香川局	(直)	087-811-3215
愛媛局	(直)	089-998-6580
高知局	(直)	088-885-6025
福岡局	(直)	092-433-7225
佐賀局	(直)	0952-32-7166
長崎局	(直)	095-801-0019
熊本局	(直)	096-211-1122
大分局	(直)	097-533-8200
宮﨑局	(直)	0985-38-8837
鹿児島局	(直)	099-216-8616
沖縄局	(直)	098-868-3559
		·

岡山島 (直) 086-206-1821

今こそオンライン化!

令和2年度 厚生労働省委託事業

労災指定薬局向け

労災レセプト電算処理システム

オンライン化は簡単で便利です。

導入される労災指定薬局のみなさまに対し、導入支援金をお支払します。



導入や導入支援金に関するお問い合わせ

労レセシステム普及促進センター ヘルプデスク

TEL:0120-900-673 (土日祝日は除く、平日9:00~18:00)

FAX:0120-900-681 E-mail:info@rourece.org



WEB:http://www.rourece.mhlw.go.jp/

労災レセプトオンライン化ナビ

検索



オンライン請求を導入した 薬局さまの声

平成29年4月以降にオンライン請求を導入した 全国の労災指定薬局さまに向けて、アンケートを実施しました。

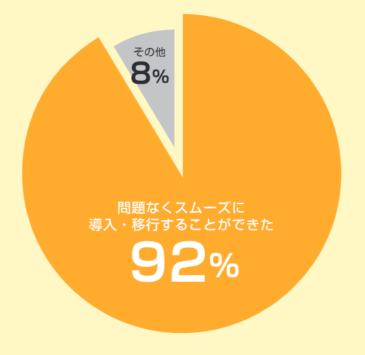
Q.労災レセプトのオンライン化導入

及び運用移行はどのような状況で あったのか、お教えください。

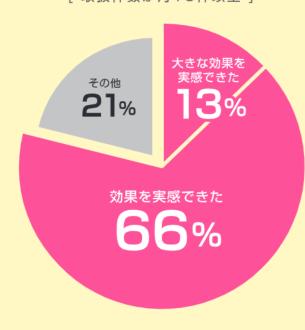
92%の方が スムーズな導入・移行を 行っています。

労災レセプトのオンライン化について導入された 薬局にお聞きしたところ、オンライン化導入及び 運用移行の状況について、92%の方に「問題なく スムーズに導入・移行することができた」と回答 いただきました。

(有効回答数304件)



[取扱件数が月10件以上]



Q.システム導入による、効果(業務への影響)

について、お教えください。

70~80%の方が 導入した効果を 実感しています。



労災レセプトのオンライン化について 導入された医療機関及び薬局にお聞き したところ、導入による業務への影響 について、取扱件数が月10件以上 では、約80%の方に、「導入効果が あった」と回答いただきました。尚、 全体では70%の方が「導入効果があ った」と回答いただきました。 (有効回答数1,083件)

オンライン化は簡単で便利!

労災レセプト電算処理システムのメリット

メリット】

査定結果・理由・支払額が分かります。

明快

これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、 システム上で診療行為ごとの「査定結果・理由」「支払額」を確認できます。 また、それらのファイルのダウンロードも可能です。

メリット2

確実

事前にデータの不備をチェックできます。

請求前に事前の点検(受付前点検)を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできます。 記入漏れや誤りのないレセプト作成により、請求業務がスムーズになります。

אשעא 3

余裕

受付時間が延長されます。

土・日・祝日でも、毎月5~7日は8~21時、8~10日は8~24時までに請求することができます。また、データに不備があり、10日までに請求できなかった件数分は、 当月の12日まで修正して請求することができます。



安全

個人情報の流出防止など、セキュリティが向上します。

レセプトの搬送(窓口への持参又は送付)時の破損や紛失などを回避できます。 オンライン請求は安全性の高いネットワーク回線を利用するため、セキュリティが向上します。

導入支援金をお支払します(申請までの流れ)

労災レセプト電算処理システム導入

- ①システムを導入する際は、所定の届出書を 都道府県労働局に提出してください。
- ※届出書類は厚生労働省のホームページから、ダウンロードできます。
- ②労働局から、ID・パスワードの発行を受けてから、 端末の操作及び確認試験を実施してください。
- ●確認試験の実施

申請書作成•送付

●契約書、納品書、領収書等を揃えて 申請書一式を送付

申請書類確認

●申請書類確認

※申請書を受付しましたらヘルプデスクよりご連絡致します。
※書類に不備がある場合、返却させていただきます。

支払通知書送付

●登録口座あてにお振込み

※ご提出後、書類の審査をさせていただきます。 ご提出からお振込みまで、約1ヶ月かかります。

入金確認